

# 行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

## Season 2 第2回

### 個人事業の法人化（法人成り）について

第2回は「生前贈与」について寄稿する予定でしたが、市民法務部の業務研修会として実施することになりましたので、予定を変更し、市民法務部が毎年講師をさせていただいている「古河創業支援セミナー」において講義しているテーマ「許認可と法人化」から、講義資料を抜粋いたします。

#### <法人成りとは？>

個人事業でスタートし、後から法人を設立すること。

#### <メリット>

##### 1 運営上のメリット

- ①対外的な信用が増す⇒「登記」  
※個人事業主とは取引しない、という会社も多い(特に上場企業)。
- ②金融機関・投資家への信用が増す(融資が受けやすい)  
⇒法人は財産管理が個人事業主より厳格。「貸借対照表」「損益決算書」の作成。  
第三者保証人が不要。
- ③助成金等が受けやすい(資格要件をみたしやすい)  
⇒法人しか対象にしない助成金等もある。
- ④人材確保が容易になる(労働者側の心理)
- ⑤責任範囲の限定  
⇒出資した範囲でのみ責任を負う(有限責任)。個人資産は差し押さえられない。  
ただし、連帯保証人になっていた場合は別。
- ⑥相続対策や事業承継が容易
- ⑦決算期を自由に決めることができる

##### 2 税金上のメリット

(ポイント)

- 所得税は累進課税、法人税は比例税率（固定税率）
- 軽減税率の適用

##### ①給与所得控除が利用できる

(例：売上1,000万円、経費400万円、利益600万円の場合、約61万円節税)

- ②家族に給与を支払うことができる  
⇒給料を分散させ、所得税率を抑えつつ、①の恩恵を受ける。
- ③消費税が最大2年間免除される（資本金1,000万未満）
- ④退職金の優遇税制、所得控除
- ⑤社会保険に加入できる⇒手厚い保障。
- ⑥欠損金の繰越が10年（個人事業は3年）
- ⑦経費の認められる範囲が広がる（役員社宅、出張手当、社員旅行など）

### <デメリット>

- ①定款作成、登記手続きが面倒
- ②設立費用がかかる  
⇒登録免許税、定款認証費用など(株式会社)
- ③会計処理、確定申告が複雑  
⇒複式簿記を行う必要がある
- ④会社のお金が自由に使えない
- ⑤法人維持費用・事務処理等の負担が大きい  
⇒経理に不慣れだと、税理士等に依頼(依頼メリットもある)
- ⑥重要事項の決定に、株主や取締役などの承認決議が必要
- ⑦交際費の損金算入に一部制限
- ⑧保険料コストが増大
- ⑨税務調査が入りやすい(個人事業主は相続税で清算可能)
- ⑩法人住民税の均等割りの負担  
⇒赤字でも発生。個人事業主ならゼロ。
- ⑪社会保険に加入しなければならない  
(個人事業は従業員5名以上で加入義務)

※法人化の基準(あくまで個人の意見ですが…)

個人事業の利益が500万円以下	・・・	個人事業主のままが有利
〃	500万円以上	要検討(不利になる場合あり)
〃	700万円以上	前向きに検討
〃	1,000万円以上	早く法人化しましょう!

さて、いかがでしょうか？

実際の講義では、持ち時間が30分しかないため、この内容をたった15分で説明します。

